

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

改正案

（報告を要する重大な事故）  
 第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分			時間	利用者の数
一	緊急通報を取り扱う音声伝送役務	一時間	三万	
二	緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	二時間	三万	
三	電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するLPWAサービス	十二時間	三万	
		二時間	百万	
		二十四時間	十万	

現行

（報告を要する重大な事故）  
 第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分			時間	利用者の数
一	緊急通報を取り扱う音声伝送役務	一時間	三万	
二	緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	二時間	三万	
		一時間	十万	
		二十四時間	十万	

（傍線の部分は改正部分）

二  
(略)

電気通信役務以外の電気通信役務	五	一の項から四の項までに掲げる	十二時間	百万
	四	一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。		
一時間	二時間			
百万	三万			

二  
(略)

電気通信役務以外の電気通信役務	四	一の項から三の項までに掲げる	十二時間	百万
	三	一の項から二の項までに掲げる電気通信役務を除く。		
一時間	二時間			
百万	三万			

改正案

現行

（定義）

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

第一条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇十六（略）

一〇十六（略）

十七 LPWAサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送業務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号（1）、（13）若しくは第三号又は第十六条**第十一号**に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（第九号及び第十四号に掲げるものを除く。）をいう。

十七 LPWAサービス 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備又は電気通信事業の用に供する端末設備を用いて提供されるデータ伝送業務であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号（1）、（13）若しくは第三号又は第十六条**九号**に掲げる無線局の無線設備を用いて提供されるもの（第九号及び第十四号に掲げるものを除く。）をいう。

十八〜二十（略）

十八〜二十（略）

（電気通信役務契約等状況報告等）

（電気通信役務契約等状況報告等）

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディ

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディ

スクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象 役員	報告対象事業者	様式番号
(略)	(略)	(略)
LPWA サービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号（1）、（13）若しくは第三号又は第十六条 <b>第十一号</b> ）に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してLPWAサービスを提供する電気通信事業者	様式第十五の二
(略)	二 (略)	(略)

24 (略)

(略)

様式第27（第7条の3関係）

事故発生状況報告

年 月分から  
年 月分まで

事業者名

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

スクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象 役員	報告対象事業者	様式番号
(略)	(略)	(略)
LPWA サービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 電気通信設備（電波法施行規則第六条第四項第二号（1）、（13）若しくは第三号又は第十六条 <b>第九号</b> ）に掲げる無線局の無線設備に限る。次号及び様式第十五の二において同じ。）を設置してLPWAサービスを提供する電気通信事業者	様式第十五の二
(略)	二 (略)	(略)

24 (略)

(略)

様式第27（第7条の3関係）

事故発生状況報告

年 月分から  
年 月分まで

事業者名

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

電気通信設備統括管理者の氏名

電気通信主任技術者の氏名

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻	影響を与えた地域	影響を与えた利用者数	主な発生原因	設備の管理工程	故障設備	措置模様	備考	影響を与えた電気通信業務の区分	影響を受けた通	
										与	電

注1～6 (略)

7 「主な発生原因」の欄は、「自然故障」、「ソフトウェア不具合」、「異常トラヒック」、「人為要因」、「他の電気通信事業者の事故による要因（卸電気通信役務を提供する電気通信事業者、接続先の電気通信事業者、その他）」、「停電（通常受けて

電気通信設備統括管理者の氏名

電気通信主任技術者の氏名

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻	影響を与えた地域	影響を与えた利用者数	主な発生原因	設備の管理工程	故障設備	措置模様	備考	影響を与えた電気通信業務の区分	影響を受けた通	
										与	電

注1～6 (略)

7 「主な発生原因」の欄は、「自然故障」、「ソフトウェア不具合」、「異常トラヒック」、「人為要因」、「他の電気通信事業者の事故による要因（卸電気通信役務を提供する電気通信事業者、接続先の電気通信事業者、その他）」、「停電（通常受けて

<p>いる電力の供給の停止)」、<u>「自然災害」</u>、<u>「火災」</u>、<u>「第三者要因(道路工事による断線、車両による断線、その他)」</u>、<u>「送信型対電気通信設備サイバー攻撃」</u>、<u>「不明」</u>又は「その他」の中から該当するものを記載すること。</p> <p>8～14 (略)</p>	<p>いる電力の供給の停止)」、<u>「自然災害」</u>、<u>「火災」</u>、<u>「第三者要因(道路工事による断線、車両による断線、その他)」</u>、<u>「不明」</u>又は「その他」の中から該当するものを記載すること。</p> <p>8～14 (略)</p>
--	--

附則(平成 年 月 日総務省省令第 号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。